

1 計画の位置づけ

- 現行計画が2017（平成29）年度に終了するため、2018（平成30）年度からの計画を策定する必要がありました。
- 本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の3つの計画を一体的に策定しました。

名称及び根拠法	概要
大阪市障がい者支援計画 （障害者基本法）	・障がい者施策の基本的な方向性を示すもの ・中長期の計画として、障がい福祉計画等の終期も勘案し、計画期間は6年間 ⇒ 2018（平成30）年度～2023（平成35）年度
第5期 大阪市障がい福祉計画 （障害者総合支援法）	・障がい福祉サービス等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの ・国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒ 2018（平成30）年度～2020（平成32）年度
第1期 大阪市障がい児福祉計画 （児童福祉法）	・障がい児通所支援等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの ・国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒ 2018（平成30）年度～2020（平成32）年度

※ 障がい児福祉計画については、児童福祉法の改正により策定が義務化されたことから新たに策定しました。

2 計画策定で考慮したこと

- 法改正や条例改正などの状況の変化を計画に盛り込みました。

（法改正等）

- ・障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行）
- ・発達障害者支援法の改正（平成28年8月施行）
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行予定）

（条例制定）

- ・大阪市中心部を結ぶ手話言語条例の制定（平成28年1月施行）

- 国の基本指針の見直しを踏まえ、次期計画の成果目標を設定しました。

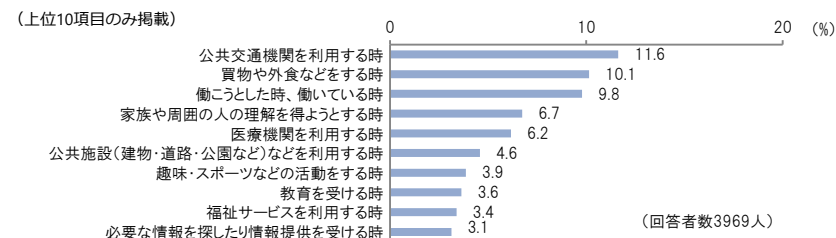
（成果目標）

- 1 施設入所者の地域移行【継続】
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【整理・拡充】
- 3 地域生活支援拠点等の整備【継続】
- 4 福祉施設から一般就労への移行【拡充】
- 5 障がい児支援の提供体制の整備【新規】

- 2016（平成28）年度に実施した大阪市障がい者等基礎調査の結果を踏まえ、次期計画を策定しました。

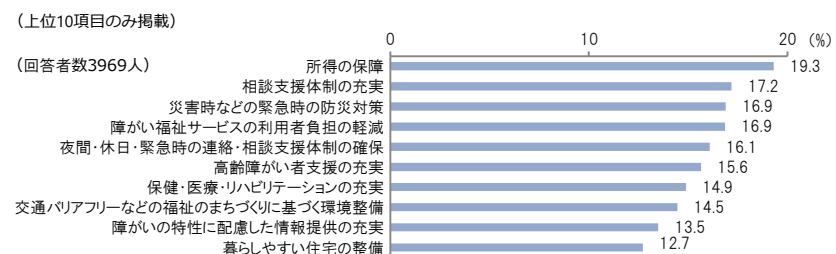
3 平成28年度大阪市障がい者等基礎調査の主な結果

- 障がいを理由に不快（差別）や不便を感じた場面【複数回答】（障がい者本人用調査票）



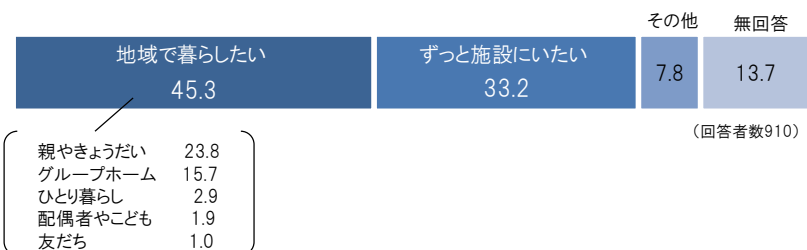
様々な場面において、障がいを理由に不快（差別）や不便を感じたと回答されており、**障がいや障がいのある人に対する理解の促進とともに、必要な配慮が求められています。**

- 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）



「所得の保障」のほか、「相談支援体制の充実」や「夜間・緊急時の連絡・相談支援体制の確保」を回答された方が多数おられ、**地域での暮らしを支える相談支援体制の充実が求められています。**

- 地域移行したいと思うか【単一回答】（施設入所者用調査票）



「親やきょうだい」「グループホーム」など、地域で暮らしたいと思っている方が半数近くおられ、**本人の意向を十分に尊重しながら、地域移行の取組を進めていく必要があります。**

4 基本理念・基本方針

- 障害者基本法の基本理念にのっとり、これまでの取組や障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、3つの基本方針を引き継いでいきます。
- また、6つの計画推進の基本的な方策に沿って施策を推進していきます。

障害者基本法の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

基本方針

- （1）個人としての尊重
- （2）社会参加の機会の確保
- （3）地域での自立生活の推進

計画推進の基本的な方策

- 1 生活支援のための地域づくり
- 2 ライフステージに沿った支援
- 3 多様なニーズに対応した支援
- 4 差別解消及び権利擁護の取組の推進
- 5 支援の担い手の資質の向上
- 6 調査研究の推進



障がい者支援計画

※主な取組を記載しています。

第1章 共に支えあって暮らすために

1 啓発・広報

- パンフレットやホームページ等を活用しながら、地域の人たちの障がいのある人に対する理解が深まるよう、啓発を進めます。
- 学校教育においては、多様な障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるための学習を進めます。

2 情報・コミュニケーション

- 障がいのある人が利用できるサービスの情報などを、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- 手話が言語であるという認識に基づき、各所属がしっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

- 判断能力が不十分であっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関が連携して支援する仕組みの構築を図ります。
- 「各区障がい者基幹相談支援センター」が、区域の相談窓口として中心的な役割を果たすことができるよう、機能強化に取り組みます。
- 障がいを理由とする差別に関する相談窓口で的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。
- 障がいのある人への虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

2 生活支援

- 障がい福祉サービスの充実について、国に対して働きかけていきます。
- 障がいのある人たちが一緒に暮らすグループホームの設置促進に努めます。
- 医療的ケアの必要な障がいのあるこどもの支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関の協議の場を設置します。

3 スポーツ・文化活動等

- 障がいのある人がスポーツを始めるきっかけづくりや、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるため、障がい者スポーツの振興を図ります。

第3章 地域生活への移行

1 施設入所者の地域移行

- 施設入所者の状況や生活に関する意向について把握に努め、必要に応じた働きかけができる仕組みを構築していきます。
- 施設入所者の地域生活のイメージを作るために、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等の取組を進めます。

2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

- 大阪市外の精神科病院に入院している人が多いため、こころの健康センターが、病院や大阪府と連携しながら地域移行を推進していきます。
- 入院中の対象者への働きかけとして、ピアサポーターを中心に地域の生活情報提供等を実施します。

第4章 地域で学び・働くために

1 保育・教育

- 障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、地域の中で共に育ちあう保育・教育を進めます。
- 障がいのあるこどもの放課後などの居場所づくりの取組を進めます。

2 就業

- 障がいのある人が働き続けられるよう、仕事と生活の両面を支援するため、「障がい者就業・生活支援センター」などの関係者が、協力する取組を進めます。

第5章 住みよい環境づくりのために

1 生活環境

- 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」や「障害者差別解消法」の考え方に沿って、大阪市の建物をはじめ、たくさんの人が利用する民間の建物について、みんなが利用しやすくなるよう努めます。

2 安全・安心

- 個人情報の保護に留意し、支援を要する人の所在把握や避難支援プランの作成など、地域における救出・救護の充実を図ります。

第6章 地域で安心して暮らすために

1 保健・医療

- 障がいのある人が、身近な地域で適切な医療を受けられるよう受診の支援に努めます。
- コミュニケーションの支援が必要な人や、重症心身障がい児（者）が適切な医療を受けられるよう支援を行います。
- 医療機関と連携して、医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実にも努めます。
- 障がいのあるこどもが早い時期から療育を受けられるよう、関係機関が連携します。



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

（1）成果目標

※目標年度：2020（平成32）年度

1 施設入所者の地域移行

- 施設入所者のうち154人を地域生活に移行 等

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- 1年以上の長期入院者数を2,061人まで減少
- 入院後3か月時点の退院率を69%に引き上げる 等

3 福祉施設からの一般就労

- 福祉施設から一般就労に移行する人を788人にする
- 就労定着支援事業による1年後の職場定着率を80%以上にする 等

4 地域生活支援拠点等の整備

- 区単位を中心として障がいのある人を地域全体で支える体制を強化

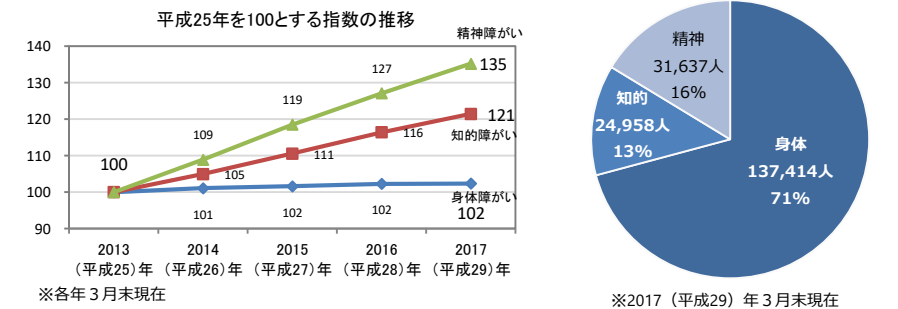
5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 2018（平成30）年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置 等

（2）主な障がい福祉サービスの見込量

		2018 （平成30） 年度	2019 （平成31） 年度	2020 （平成32） 年度
訪問系 サービス	月あたり利用者数	16,221人	17,598人	19,094人
	月あたり利用時間	553,513時間	581,215時間	610,449時間
通所系 サービス	月あたり利用者数	15,427人	16,695人	17,937人
	月あたり利用日数	258,253日	279,459日	300,065日
居住系 サービス	グループホーム	2,582人	2,867人	3,183人
	施設入所支援	1,338人	1,331人	1,324人

（参考）障がい者手帳所持者数の推移



（参考）障がい福祉サービス利用者数の推移

※各年4月請求分

